

# 令和6年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	2		府省庁名	金融庁			
対象税目	個人住民税 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">法人住民税</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">事業税</span> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）						
要望項目名	海外進出における支店/子会社形態の税制上のイコールフットィング						
要望内容 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 海外に支店を有する国内金融機関が対象となる見込み。</li> <li>・ 特例措置の内容 国内金融機関の国際競争力向上の観点から、海外進出における支店と子会社形態の税制上のイコールフットィングを図ること。</li> </ul>						
<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">関係条文</span>	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">法人税法第5条、同法第21条</span>						
減収 見込額	[初年度]	—	( — )	[平年度]	—	( — )	(単位：百万円)
減収 見込額	[改正増減収額]	—					
要望理由	<p>(1) 政策目的 国内金融機関が海外で事業を行うための環境を整備し、その国際的な競争力を高めることで、国際金融センターとしての機能強化を図ること。</p> <p>(2) 施策の必要性 国際課税のルールにおいては、支店と子会社を同等に取り扱うのが今般の潮流。 一方、我が国の税法は、海外支店について「全世界所得課税」、海外子会社について「テリトリアル課税」を採用しており、支店と子会社で税務上の取扱いが大きく異なる。 銀行については、海外進出にあたり、支店形態を選択するケースが多く、国際競争力の観点から、海外進出における支店と子会社形態の税制上のイコールフットィングを図る必要がある。</p>						
本要望に 対応する 縮減案	なし						

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ－１ 世界に開かれた市場としての機能発揮・強化、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備
	政策の達成目標	国内金融機関が海外で事業を行うための環境を整備すること。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置とすること。
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	海外に支店を有する国内金融機関が対象となる見込み。
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	税制上の環境が整備されることで、国内金融機関の海外進出が促進され、国際的な競争力が高まることが見込まれる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	税制上の環境が整備されることで、国内金融機関の海外進出が促進され、国際的な競争力が高まることから、妥当である。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	今年度が初めての要望である。